

東吾妻 水 だより

Vol.8



■問い合わせ先 上下水道課

水道メーターの検針にご協力ください！

水道メーターの検針は、役場上下水道課と委託している検針員が2カ月ごとに皆さんのお宅に伺い検針を行っています。ご使用になった水量を量り、それをもとに水道料金を算出しています。検針時に「水道使用量等のお知らせ」をお渡ししますので使用水量を確認できます。水道等の使用に変化がないにも関わらず、急激に使用水量が増えた場合は、漏水の疑いがあります。定期的に使用水量を確認しましょう。

水道メーター・ボックスの維持管理

水道メーターは、水道料金を決めるための大切なメーターです。町からの貸与品であり、条例により所有者・使用者による適切な管理が義務付けられています。正確かつ効率的に検針を行うために、メーターボックスの維持管理にご協力ください。

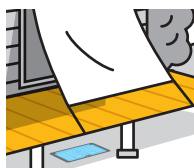
メーターボックスの上や周りに車・物を置かないでください



メーターボックスの中や周りをきれいにしておいてください



家の増改築等でメーターが床下や屋内になるときは、屋外の検針しやすい場所へ移してください



犬などは、メーターボックスから離れたところにつないでください



水道メーターの仕組み

水道メーターは主に「水量の確認指針」「検針メーター」「パイロット」の3つの部品が取り付けられています。

水道メーターは専門業者でなくても簡単に見ることができ、戸建てであれば敷地内に、マンションであれば個別の部屋ごとにメーターボックスが設置されています。

これを機に、月々の水の使用量を確認してみましょう。



水漏れの調べ方

宅地内と家の中の蛇口をすべて閉めます。水道メーターの銀色のパイロットを確認し、少しでも回っていたら漏水している可能性があります。漏水していたら、直ちに町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。



止水栓

漏水している場合、修繕するまでの間、止水栓を閉めておけば、水漏れを最小限に抑えることができます。



下水道使用料・農業集落排水施設使用料の仕組み

水道を使っている家庭では、水道の使用水量がそのまま下水道の汚水量となります。
下水道料金は、「基本料金」と「超過料金」の合計で決まります。

基本料金 …… 契約する全ての下水道使用者が負担します。

超過料金 …… 汚水量ごとに単位が異なり、1カ月の使用水量が基本料金水量（10^{m3}）を超えると「従量制」となり、汚水量に応じて従量料金が加算されます。

下水道料金の計算方法

ご家庭の汚水量が2カ月で65^{m3}の場合を例に計算すると次のようになります。

基本料金 と超過料金	基本使用料	超過料金			
		21 ^{m3} ～60 ^{m3}	61 ^{m3} ～120 ^{m3}	121 ^{m3} ～200 ^{m3}	201 ^{m3} ～
下水道料金	① 20 ^{m3} まで 2,600円	② 140円	③ 150円	160円	170円

① 基本料金
2,600円
(20^{m3}まで)

+

② 超過料金1
5,600円
(140円×40^{m3})

+

③ 超過料金2
750円
(150円×5^{m3})

+

④ 消費税
895円
(8,950円×10%)

=

合 計

9,845円

上下水道料金早見表（下水道料金を含む）

水量	上水道	簡易水道	水量	上水道	簡易水道
0～10 ^{m3}	4,664円	4,400円	22 ^{m3}	6,872円	6,028円
11 ^{m3}	4,822円	4,510円	23 ^{m3}	7,185円	6,292円
12 ^{m3}	4,980円	4,620円	24 ^{m3}	7,497円	6,556円
13 ^{m3}	5,139円	4,730円	25 ^{m3}	7,810円	6,820円
14 ^{m3}	5,297円	4,840円	26 ^{m3}	8,122円	7,084円
15 ^{m3}	5,456円	4,950円	27 ^{m3}	8,434円	7,348円
16 ^{m3}	5,614円	5,060円	28 ^{m3}	8,747円	7,612円
17 ^{m3}	5,772円	5,170円	29 ^{m3}	9,059円	7,876円
18 ^{m3}	5,931円	5,280円	30 ^{m3}	9,372円	8,140円
19 ^{m3}	6,089円	5,390円	31 ^{m3}	9,684円	8,404円
20 ^{m3}	6,248円	5,500円	32 ^{m3}	9,996円	8,668円
21 ^{m3}	6,560円	5,764円	33 ^{m3}	10,309円	8,932円

※水道料金：水道メーター（口径13mm）2カ月分で算出

水道料金等減免制度



敷地内の給水装置は、お客さまの責任で管理していただいているため、漏水した分についても水道料金等がかかりますが、地下や壁中などで漏水していた場合は、申請することにより、料金の一部を減免できる場合があります。算定方法は漏水した月の使用量から推定漏水量を差し引いた水量です。

推定漏水量とは… 下記のいずれかを推定漏水量と定めています。

推定方法Ⅰ
前2回分の平均使用量

推定方法Ⅱ
前年同月の使用量

※ただし、漏水の事実が容易に確認できるトイレや蛇口、給水装置以外の給湯設備などは認定とはなりません。

町営以外の水道をお使いの事業者・組合の方々への補助金制度

「町営以外の簡易水道」や「小水道」を管理している事業者・組合には公衆衛生向上と生活環境改善を図るための補助金制度があります。

ただし、飲料水等を確保する必要があると町長が認めるときに限りです。また、補助金を受けようとする事業者は、水質検査を怠りなく実施することが条件です。

補助金額

施設整備事業 費用の2分の1 **上限 200万円**
…水道管・漏水修理や減菌器・ポンプの修繕工事など
調査費 費用の2分の1 **上限 150万円**
…地質調査や・ボーリング調査など
水質検査事業 費用の3分の1
…井戸・沢水・湧水の水質検査